

## ○確認審査等に関する指針

[平成十九年六月二十日号外国土交通省告示第八百三十五号]

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

### 確認審査等に関する指針

#### 第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三、第二条の二又は第三条（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第三項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項第三号及び第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
  - 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。
    - イ 建築士法第五条第一項に規定する一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）により確かめる方法
    - ロ 当該建築物の計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に対し建築士法第五条第二項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第十条の十九第一項に規定する一級建築士免許証明書若しくは同法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という。）の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の二の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の二の二第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の二の二第一項に規定する設備設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。

イ 法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

ロ 法第六十八条の二十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し

五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。

イ 建築士法第二十条第二項に規定する証明書（構造計算書を除く。以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること。

ロ 証明書の写し及び施行規則第一条の三第一項第一号の表三の各項（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算書（以下単に「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。）又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第一条の三第一項の表一及び表二、同条第四項の表一、第二条の二第一項の表並びに第三条第一項の表一及び表二の各項の(ろ)欄（これらの規定を施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第一条の三第五項各号、第二条の二第二項各号又は第三条第四項各号（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第四項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。

二 申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の三第十項の規定の適用を受ける場合にあっては、次に定めるところによること。

イ 検査済証の写しが添えられていることを確かめること。

ロ 施行規則第一条の三第十項（施行規則第三条の三第一項及び第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する直前の確認に要した図書及び書類並びに申請書等により申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の三第十項の規定の適用を受けることができるものであることを確かめること。この場合において、直前の確認に要した図書及び書類により令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかを審査をすることを要しない。

三 認定型式の認定書の写し等が添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。

四 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。

五 法第六十八条の二十五第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。

六 法第三十八条（法第六十六条、法第六十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法又は建築材料によるものであることを確かめること。

七 申請等に係る建築物等が、法第八十六条の七各項（これらの規定を法第八十七条第四項並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物若しくは工作物又は移転をする建築

物である場合にあっては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第八十六条の七各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。

八 法第八十六条の八第一項又は法第八十七条の二第一項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあっては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。

九 法第九十三条第四項に規定する場合以外の場合にあっては、同条第一項本文の規定により申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。

十 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項（これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第五項又は第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第二十条第一項の規定又は令百三十七条の二各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。

イ 法第二十条第一項第一号の規定に基づき令第八十一条第一項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。

ロ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第三条の十二に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。

(i) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにおいて、申請又は通知に係る建築物又はその部分

の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

( i i ) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は第八条の二第八項において準用する場合を含む。（2）（ i i i ）において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

( i i i ) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が別表(に)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第一条の四（施行規則第三条の三第一項又は第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

( i v ) 都道府県知事等から第二第二項第七号の規定による照会があつた場合においては、当該照会をした都道府県知事等に対して、当該照会に対する回答をすること。

(2) 適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによること。

( i ) 申請書等と適合判定通知書等の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

( i i ) 申請書等並びに第二第四項第二号に規定する意見に関する記録及び同項第五号ロに規定する追加説明書により、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

( i i i ) 都道府県知事等から施行規則第三条の八の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査すること。

( i v ) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会すること。

ハ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号ロ（2）ただし書（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する磁気ディスク等（第二第三項第三号ロにおいて単に「磁気ディスク等」という。）の提出があつたときは、別表(は)欄に掲げる審査すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

ニ 令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものロ（1）（i）に定めるところによること。

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第六条第四項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項に規定する確認済証を交付すること。

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項（これらの規

定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であって、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

## 第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第三条の七（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面に記載された設計者が同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項及び第四項において「申請者等」という。）に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築

計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第十条の二の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。

イ 証明書の写しが添えられていることを確かめること。

ロ 証明書の写し及び構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

七 前二号の審査において、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物について法第六条第四項又は法第十八条第三項に規定する審査をする権限を有する建築主事に照会すること。

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第二十条第一項の規定又は令百三十七条の二各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りではない。

三 次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。

イ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 申請書等により、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。

(2) 建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から施行規則第一条の四（施行規則第三条の三又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(3) 申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等が別表(は)欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画について確認の申請を受けた建築主事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

ロ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものイ及び次に定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確認するとともに、申請又は通知の際に磁気ディスク等の提出があったときは、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

(1) 構造計算適合性判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が国土交通大臣の認定を受けたプログラムの使用条件に適合することを確かめること。

(2) 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一のものを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。

(3) 申請書又は通知書に添えられた構造計算書に国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前二項の審査において、都道府県知事にあつては構造計算適合性判定のための審査を行う委員会の設置その他の適切な実施体制によって、指定構造計算適合性判定機関にあつては原則として二名以上の構造計算適合性判定員（法第七十七条の三十五の九第一項の構造計算適合性判定員をいう。）によって、審査を行うこと。

二 前二項の審査において、法第六条の三第三項又は法第十八条第六項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を施行規則第三条の七第一項第一号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

三 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、申請者等に適合判定通知書を交付すること。

四 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法に



より求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号ロ（１）及び（２）に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六 構造計算適合性判定を行っている期間中において申請者等が構造計算適合性判定の申請又は通知に係る建築物の計画を変更しようとするときは、当該構造計算適合性判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

七 建築主事等から第一第四項第三号ロ（２）（i v）の規定による照会があったときは、当該照会をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該照会に対する回答をすること。

### 第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十七項（これらの規定を法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条第一項（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第三において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第三において「申請等に係る建築物等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第三条の二に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当するかどうかを確かめること。
  - 二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第六号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）及び施行規則第四条第一項第四号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。
- 4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
- 一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。
  - 二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の三の二（施行規則第八条の二第十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。
  - 三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、申請等に係る建築物等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の三の二又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第二項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。
    - イ 追加説明書の提出を求める旨
    - ロ 追加説明書の提出期限

#### 第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第二十項（これらの規定を法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第七条の三第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 施行規則第四条の八第一項（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
  - 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。
    - イ 建築士名簿により確かめる方法
    - ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法
  - 三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条の八第一項第三号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第四において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。
- 3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第四において「申請等に係る建築物等」という。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第三条の二に規定する軽微な変更該当するかどうかを確かめること。
  - 二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第四号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。
- 4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

- 一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第三項又は法第十八条第二十二項（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。
- 二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、施行規則第四条の九（施行規則第八条の二第十八項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。
- 三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書及び書類のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項の規定による確認を受ける必要があると認められる場合にあっては、その旨を記載すること。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第一及び第二の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を新建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は新建築基準法第十八条第二項（新建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を旧建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は旧建築基準法第十八条第二項（旧建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。
- 3 第三の規定は、施行日以後に新建築基準法第七条第一項若しくは第七条の二第一項（これらの規定を新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請又は新建築基準法第十八条第十四項（新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に旧建築基準法第七条第一項若しくは第七条の二第一項（これらの規定を旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若

しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請又は旧建築基準法第十八条第五項(旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

- 4 第四の規定は、施行日以後に新建築基準法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項(これらの規定を新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請又は新建築基準法第十八条第十七項(新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に旧建築基準法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項(これらの規定を旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請又は旧建築基準法第十八条第八項(旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

**附 則**〔平成二十一年五月二〇日国土交通省告示第五四七号〕

この告示は、平成二十一年五月二十七日から施行する。

**附 則**〔平成二十二年三月二九日国土交通省告示第二四四号〕

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

**附 則**〔平成二十二年三月二九日国土交通省告示第二四六号〕

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

**附 則**〔平成二十三年四月二七日国土交通省告示第四三四号〕

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

**附 則**〔平成二五年五月三〇日国土交通省告示第五三一号〕

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

**附 則**〔平成二五年八月五日国土交通省告示第七七九号〕

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**〔平成二七年一月二九日国土交通省告示第一七七号〕

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。)の規定による改正後の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「新法」という。)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は新法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に改正法の規定による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

**附 則**〔平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八八号〕

この告示は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

**附 則**〔平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇八号〕

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

**附 則**〔平成二八年五月三一日国土交通省告示第七九一号抄〕

(施行期日)

**第一条** この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則〔平成二八年一二月二六日国土交通省告示第一四三九号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年九月一二日国土交通省告示第一〇九八号〕

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律〔平成三〇年六月法律第六七号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

別表

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	区分	図書の種類	審査すべき事項	判定すべき事項
(一)	令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
			構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
		構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては	

確 か め た 建 築 物		当該規格) 及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。
		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。

			平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 4 項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 4 項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。
令第 82 条各号関係	基礎・地盤説明書（施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表三の(一)項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	
		地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。	地下水位が明記されていること。（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）	
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。	
		地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	



			略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。
			略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。
			部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。	
			荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下この表において「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。		各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。	
		積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	

			風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
			地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
			土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
			略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。
		応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
			地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。
			平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第三号様式に定める応力図（以下この表において単に「応力図」という。）が明示されており、それらが適切であること。	応力図が明示されており、それらが適切であること。

			平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第四号様式に定める基礎反力図（以下この表において単に「基礎反力図」という。）が明示されており、それらが適切であること。	基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。
		断面計算書（断面検定比図を含む。）	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。
			応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。
			断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。	
			平成 19 年国土交通省告示第 817 号別記第五号様式に定める断面検定比図（以下この表において単に「断面検定比図」という。）が明示されており、それらが適切であること。	断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。
		基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。
			基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。
		使用上の支障に関	はり又は床版に生ずるたわみが令第 82 条第四号の規定に適合していること。	

		する計算書		
令第82条の2関係	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	
		地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
		各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角が200分の1以内であること。	各階及び各方向の層間変形角が200分の1以内であること。	
		損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（層間変形角が200分の1を超え120分の1以内である場合に限る。）。	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（層間変形角が200分の1を超え120分の1以内である場合に限る。）。	
	令第82条の3関係	保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。
各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。			各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
令第82条の3第二号に規定する各階の構造特性を表すDs（以下この表において「Ds」という。）の算出方法が明記されており、それらが適切であること。			各階のDsの算出方法が明記されており、それらが適切であること。	

			令第 82 条の 3 第二号に規定する各階の形状特性を表す $F_{es}$ （以下この表において「 $F_{es}$ 」という。）の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の $F_{es}$ の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
			各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
			構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。
	保有水平耐力計算結果一覧表		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。
			架構の崩壊形が明記されており、それらが適切であること。	架構の崩壊形が明記されており、それらが適切であること。
			保有水平耐力、 $D_s$ 、 $F_{es}$ 及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	保有水平耐力、 $D_s$ 、 $F_{es}$ 及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
			各階及び各方向の $D_s$ の算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の $D_s$ の算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。

			各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別が明記されており、それらが適切であること。
			各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること。
			各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。
			保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。	保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。
令第82条の4関係	各階平面図、2以上の立面図、2以上の断面図及び小屋伏図	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。		
	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。		
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記		

			されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	
		荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。
		応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		屋根ふき材等計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。
(二)	令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確か	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
			構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記	

めた建築物	組図及び構造詳細図	載された図書相互において整合していること。	
	構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。			



特別な調査又は研究の結果等説明書	<p>法第 68 条の 25 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>法第 68 条の 25 の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。</p>
	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>
	<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>	<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。</p>
基礎・地盤説明書 (施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表三の(二)項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係	<p>地盤調査方法及びその結果が明記されていること。</p>	<p>地盤調査方法及びその結果が明記されていること。</p>
	<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。</p>	<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。</p>
	<p>地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。</p>	<p>地下水位が明記されていること。（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p>
	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
	<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されてお</p>	<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されてお</p>

	<p>る認定書の写しを添えた場合においては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>	<p>り、それらが適切であること。</p>	<p>り、それらが適切であること。</p>
		<p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
	<p>略伏図</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。</p>
	<p>略軸組図</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。</p>
	<p>部材断面表</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。</p>	
	<p>荷重・外力計算書</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>
		<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>

		各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。	各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。
		積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		地震力（令第82条の5第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震力（令第82条の5第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		地震力（令第82条の5第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震力（令第82条の5第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。
	応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。

	む。) (地下部分の計算を含む。)	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。	
		応力図が明示されており、それらが適切であること。	応力図が明示されており、それらが適切であること。	
		基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	
		断面計算書（断面検定比図を含む。)	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。
			応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。
			断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。	
	断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。		断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	
	積雪・暴風時耐力計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の耐力の数値及びその算出方法が	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の耐力の数値及びその算出方法が	

		明記されており、それらが適切であること。	明記されており、それらが適切であること。
	積雪・暴風時耐力計算結果一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力及び耐力並びにその比率が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力及び耐力並びにその比率が明記されており、それらが適切であること。
	損傷限界に関する計算書	各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		表層地盤による加速度の増幅率 $G_s$ の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率 $G_s$ の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		各階の損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されてお	各階の損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されてお

			り、それらが適切であること。	り、それらが適切であること。
	損傷限界に関する計算結果一覧表	令第 82 条の 5 第三号ハに規定する地震力が損傷限界耐力を超えていないこと。	令第 82 条の 5 第三号ハに規定する地震力が損傷限界耐力を超えていないこと。	令第 82 条の 5 第三号ハに規定する地震力が損傷限界耐力を超えていないこと。
		損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が 200 分の 1 以内であること。	損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が 200 分の 1 以内であること。	損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が 200 分の 1 以内であること。
		損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が 200 分の 1 を超え 120 分の 1 以内である場合に限る。）。	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が 200 分の 1 を超え 120 分の 1 以内である場合に限る。）。	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が 200 分の 1 を超え 120 分の 1 以内である場合に限る。）。
	安全限界に関する計算書	各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		表層地盤による加速度の増幅率 $G_s$ の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率 $G_s$ の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率 $G_s$ の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。

		各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。
安全限界に関する計算結果一覧表		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。
		各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が明記されており、それらが適切であること。
		各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が75分の1（木造である階にあっては、30分の1）を超える場合にあっては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容が適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が75分の1（木造である階にあっては、30分の1）を超える場合にあっては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容が適切であること。
		表層地盤による加速度の増幅率 $G_s$ の数値を精算法で算出する場合にあっては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。	表層地盤による加速度の増幅率 $G_s$ の数値を精算法で算出する場合にあっては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。
		令第82条の5第五号ハに規定する地震力が保有水平耐力を超えていないこと。	令第82条の5第五号ハに規定する地震力が保有水平耐力を超えていないこと。

		各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布が明記されており、それらが適切であること。
		各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。
		各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況が明記されており、それらが適切であること。
		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向それぞれにおけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること。
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。
		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。
	使用上の支障に関する計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第 82 条第四号の規定に適合していること。	



			屋根ふき材等計算書	屋根ふき材、特定天井及び屋外に面する帳壁が令第82条の5第七号の規定に適合していること。	屋根ふき材、特定天井及び屋外に面する帳壁が令第82条の5第七号の規定に適合していること。
			土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	居室を有する建築物の外壁等が令第82条の5第八号の規定に適合していること。	居室を有する建築物の外壁等が令第82条の5第八号の規定に適合していること。
(三)	令第81条第2項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を	共通事項	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
			構造計算チェックリスト	構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
			構造計算	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては	

確 か め た 建 築 物		当該規格) 及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	
	特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。
		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。

			平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 4 項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること	平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 第 4 項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。
令第 82 条各号関係	基礎・地盤説明書（施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表三の(三)項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあっては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	
		地下水位が明記されていること（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）。	地下水位が明記されていること。（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）	
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。	
		地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	

			略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、基礎伏図、床伏図又は小屋伏図の記載事項と整合していること。
			略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が、軸組図の記載事項と整合していること。
			部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。	
			荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。		各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。	
		積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
		風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	

			地震力（令第82条の5第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震力（令第82条の5第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
			地震力（令第82条の5第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	地震力（令第82条の5第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
			土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
			略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。
		応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
			地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。	地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。
			応力図が明示されており、それらが適切であること。	応力図が明示されており、それらが適切であること。
			基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。

	断面計算書（断面検定比図を含む。）	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	
		応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	
		断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。		
		断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。	
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	
		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部分に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部分に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	
	使用上の支障に関する計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第 82 条第四号の規定に適合していること。		
	令第 82 条の 2 関係	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。
			地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。

			各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		層間変形角計算結果一覧表	各階及び各方向の層間変形角が 200 分の 1 以内であること。	各階及び各方向の層間変形角が 200 分の 1 以内であること。
			損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（層間変形角が 200 分の 1 を超え 120 分の 1 以内である場合に限る。）。	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること（層間変形角が 200 分の 1 を超え 120 分の 1 以内である場合に限る。）。
令第 82 条の 4 関係	各階平面図、2 以上の立面図、2 以上の断面図及び小屋伏図		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	
	使用構造材料一覧表		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	
			使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			使用する指定建築材料が法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用	

			位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	
		荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		屋根ふき材等計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 82 条の 4 の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第 82 条の 4 の規定に適合していること。
	令第 82 条の 6 関係	剛性率・偏心率等計算書	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
各階及び各方向の剛性率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。			各階及び各方向の剛性率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法が明記されており、それらが適切であること。			各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。			各階及び各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
令第 82 条の 6 第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める			令第 82 条の 6 第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める	



				基準による計算の根拠が明記されており、それらが適切であること。	基準による計算の根拠が明記されており、それらが適切であること。
			剛性率・偏心率等計算結果一覧表	各階の剛性率が10分の6以上、各階の偏心率が100分の15以下であること。	各階の剛性率が10分の6以上、各階の偏心率が100分の15以下であること。
				令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること。	令第82条の6第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること。
(四)	令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定める	共通事項	各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
				構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	
			構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別	

と こ ろ に よ る 構 造 計 算 に よ り 安 全 性 を 確 か め た 建 築 物			(規格がある場合にあつては、当該規格)及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	
			使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	
	特別な調査又は研究の結果等説明書		法第68条の25の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	
			特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	
			構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が	

			明記されており、それらが適切であること。	
令第82条各号関係	基礎・地盤説明書 (施行規則第1条の3第1項の表三の(四)項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合においては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)		地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	
			地層構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置が明記されていること。	
			地下水位が明記されていること(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。)	
			基礎の工法(地盤改良を含む。)の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が明記されており、それらが適切であること。	
			地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図		

			の記載事項と整合していること。	
		略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置が軸組図の記載事項と整合していること。	
		部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様が明記されていること。	
		荷重・外力計算書	固定荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。	
			積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			地震力（令第82条の5第三号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されてお	

			り、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			地震力（令第82条の5第五号ハに係る部分）の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
			略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。	
		応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
			地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率が明記されており、それらが適切であること。	
			応力図が明示されており、それらが適切であること。	
			基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。	
		断面計算書（断面	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載され	

		検定比図を含む。) )	ている数値とが整合していること。		
			応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。		
			断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。		
			断面検定比図が明示されており、それらが適切であること。		
		基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。		
			基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部分に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。		
		使用上の支障に関する計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第82条第四号の規定に適合していること。		
		令第82条の4関係	各階平面図、2以上の立面図、2以上の断面図及び小屋伏図	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	
			使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格があ	

			<p>る場合にあつては、当該規格) 及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。</p>	
			<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	
			<p>使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。</p>	
		荷重・外力計算書	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p>	
		応力計算書	<p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p>	
		屋根ふき材等計算書	<p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。</p>	
(備考)	<p>令第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物につ</p>			

いては、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)(ii)の規定により提出された構造計算書等に基づき、それぞれこの表の各項に準じて審査するものとする。